

# 市営住宅入居者募集

申問 別府市住宅管理センター  
☎(21)2200

## 令和4年第4回 市議会定例会会期日程

12月1日(木)～16日(金)の16日間を予定しています。

※変更になる場合もあります。  
議会議務局 ☎(21)1547

## 税務署からのお知らせ

### ◎税務署納税窓口の受付時間短縮の取組

10月3日(月)から、熊本国税局管内の全ての税務署で、税務署窓口での納税は9時から16時までの手続をお願いしています。ご協力ください。

◎年末調整でお困りの時は「ふたば」へ

年末調整に関する疑問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

※土日・夜間でも利用できます。詳細は、国税庁ホームページ「チャットボット(ふたば)」に質問する」をご覧ください。

### 問 別府税務署

☎(23)2111

国税庁ホームページ



てください。

※入居者の状況により書類が異なります。詳しくはお問合せください。

■**申込上の注意事項**

- ・婚姻中の夫婦の一方のみ(夫婦別居中、単身赴任等)での申込みはできません。
- ・ただし、婚約済みで当選後、指定の入居日から3か月以内に入籍予定の場合、申込みできます。
- ・当選後、入居資格の再審査を行います。この時申込資格に合致しない場合は、入居できません。
- ・市営住宅の入居は当選した月の翌々月1日からです。当選前の内見はできません。
- ・市営住宅及びその敷地内でのペットの飼育・持込みは禁止です。
- ・西別府住宅B棟(多家族用)については、入居期間を5年とし、以降毎年見直しを行います。

空家情報テレフォンサービス ☎(27)0839(24時間案内)

大分県住宅供給公社ウェブサイト  
大分県住宅供給公社↓市営住宅↓別府市営住宅  
各出張所窓口 間取りのみ閲覧できます。

住宅名	募集戸数	棟	階数	入居基準
光の園	1	B	3	単身者 家族
鶴見	1	H	5	
	1	I	4	
青山	1	C	5	
竹の内	1	E	2	
向原	1	A	1	
	1	A	3	
宮園	1	B	4	
	1	B	1	
古賀口	1	C	3	
	1	A	1	
扇山	1	C	3	
	1	A	3	
石垣原	1	A	3	
亀川	1	D	3	
北中	1	A	4	
	1	B	3	
緑ヶ丘	1	A	4	
	1	B	3	
石田	1	A	3	
	1	A	3	
荘園	1	A	1	
小倉	1	—	12	
浜脇高層	1	B	6	
西別府(多家族)	1	—	2	
真光寺(特公賃)	1			

市営住宅の申込みには、来た人の本人確認と、申込みする人(入居者全員分)のマイナンバーの提示が必要です。通知カードまたはマイナンバーカードと本人確認書類を忘れずにお持ちください。

- ◆**一般公営住宅(22戸)**  
申込資格 次の条件を全て満たしていること。
- ①住宅に困窮している(公営住宅の契約者や持ち家がある人は申込不可)。
  - ②同居する親族がいる(単身者用住宅を除く)。
  - ③市税を完納している。
- ※西別府住宅B棟(多家族用)については、入居世帯の人数が6人以上であること。

- ◆**単身で申し込む場合**  
上記①③④⑤の申込資格に加え、次のいずれかに該当していること。
- ⑥入居日時点で満60歳以上であること。
  - ⑦身体障がい者(身体障害者手帳1級～4級)
  - ⑧精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級～3級)

- ◆**特定公共賃貸住宅(1戸)**  
申込資格 一般公営住宅の申込資格②③④に加え次の条件を全て満たしていること。
- ⑨知的障がい者(療育手帳A1～B2)
  - ⑩生活保護受給者など
- ※里子は同居する親族に含みます。
- ⑪持ち家がないこと。
- ⑫世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が15万8千円以上48万7千円以下
- 申込方法**  
必要書類を添え、期限内に窓口または郵送で提出し

申込期間 11月1日(火)～11日(金)  
抽選日 11月19日(土)

# 市営墓地使用者 募集のお知らせ

## 受付期間

11月1日(火)～18日(金)

※書類配布11月1日(火)から  
募集墓地・募集予定数

芝尾(旧浜脇中学校上) 6墓

亀川(大字平道) 13墓

鉄輪(鉄輪上) 3墓

野口原(上野口町) 17墓

墓地区画・使用料基準

墓地は12区画以下の広さ

野口原 1区画につき4万円

その他 1区画につき3万円

※1区画は90cm×90cmです。

※申込受付は墓地区画ごとに行い、申込者多数の場合には抽選で決定します。

※申込みは1世帯につき1件  
※墓碑建立まで使用者の変更はできません。

受付場所 生活環境課

(市役所3階)

申込資格 次の条件を全て満たしていること。

①別府市に住民登録がある。

※住民登録が確認できない場合、申込みは取消しになります。

②納骨できるお骨がある。

③現在、市営墓地の使用許可を受けていない。

④当選後、1年以内に墓碑を建てられる。

⑤過去5年間に市営墓地の抽選で当選したことがない。(辞退した人も含まれます)

申込みに必要なもの

印鑑、申請書(生活環境課窓口、またはホームペー  
ジからダウンロード)

※郵送では受け付けていません。当選者のみ、当選後に住民票(世帯全員・本籍と世帯主の記載があるもの、マイナンバーは不要)を提出してください。

抽選会

日時 12月7日(水) 13時～

場所 市役所1階

レセプションホール

① 生活環境課

☎(21)1134

## 指定ごみ袋(小)の 形状が変わります

先月号でお知らせした

ロール型ごみ袋の製造工場  
変更に伴い、もやすごみ用(小)、もやさないごみ用(小)、資源ごみ用(小)の形状が、取っ手がついたレジ袋タイプ(平置き型)に変更になります。

価格・枚数・容量・色については変更ありません。

ロール型の在庫が無くなり次第、流通を開始します。なお、お手持ちのロールごみ袋も使用できます。

① 生活環境課

☎(21)1134

## 祝日のごみ収集

11月3日(水)、23日(水)

は対象地区のごみの収集を行います。8時30分までに決められた場所にお出しく  
ださい。

※3日(水)はもやさないごみ・缶、びん、ペットボトルの収集は行いません。

① 生活環境課清掃事務所

☎(66)5353

## 11月9日(水)～15日(火)は 秋季全国火災予防 運動週間

いのちを守る10のポイント

4つの習慣

- ①寝たばこは絶対しない、させない
- ②ストーブの周りに燃えやすい物を置かない
- ③コンロを使うときは火のそばを離れない
- ④コンセントはほこりを清

掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策

①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する

②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する

③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣服及びカーテンは、防災品を使用する

④火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく

⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく

⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

① 消防本部予防課

☎(25)1125

## 定例普通救命講習

日時 11月20日(日) 9時～12時

場所 消防本部4階

第1会議室

※エレベーターはありません。

内容 心肺蘇生法、AED  
取扱い要領、止血法など

定員 30人(先着順)

※市民及び市内に通勤通学の人を対象とします。

※受講の際は感染症対策にご協力をお願いします。

※電話で事前申込み。

① 消防本部予防課

☎(25)1124

## 令和5年版 市民手帳を販売

11月22日(火)から販売開始  
します。

ご希望の人は11月18日(金)までに各自治会事務所にお申込みください。

11月22日(火)以降、市役所5階統計分室でも販売します。

是非皆様の日々の生活に  
お役立てください。

販売価格 700円(税込)

サイズ 15cm×9cm

表紙色 濃紺色

※大分県民手帳の廃止に伴う事業の見直しにより、令和5年版市民手帳をもって発行を終了します。長い間のご愛用ありがとうございました。

① 政策企画課統計分室

☎(21)1254

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度夜間窓口

日中、仕事で納付に行けないなどでお困りの人のために夜間窓口を開設します。保険税・保険料の納付や納付相談などにご利用ください。電話での相談も受け付けます。

日時 11月10日(木)、25日(金)  
17時30分～20時  
問 保険年金課 ☎(21)1148

## 全国瞬時警報システム一斉情報伝達試験・コスモキャスト動作試験

日時 11月16日(水) 11時～  
場所 市内11か所のサイレンスピーカー

内容 緊急時の住民への迅速で確実な情報伝達のため国が全国一斉情報伝達試験を行います。試験放送ですのでお間違いないようお願いいたします。

※放送内容が不明の場合は、☎0180(999)273まで

コスモキャストを使用している人へ

右記時刻に、一斉情報伝達試験に放送される内容

が、強制的に携帯電話から音声で出力されます。

不必要な人は、事前に携帯電話の電源を「切」にしてください。

問 防災危機管理課  
☎(21)2255

## 新年祝賀互礼会

日時 令和5年1月4日(水)

11時～  
場所 ビーコンプラザ  
会場 一人千円(参加は一人団体4人まで)

申込方法 左記のいずれかに会費を添えて申込み

- ・市役所2階秘書広報課
- ・別府商工会議所
- ・別府市観光協会
- ・各自治委員

申込期限 11月18日(金)

問 合同事務局  
(秘書広報課内)  
☎(21)1123

## 水産加工食品の製造には許可が必要です

食品衛生法の改正により、魚介類の干物、ちりめん、ごまだしなどの水産加工食品の製造は水産製品製造業の許可が必要になりました。

令和3年6月1日の時点で営業していた人は、令和6年5月末までに許可の取得が必要ですので、お早めに左記へご相談ください。

なお、新たに営業を開始する場合は、業務開始時に許可が必要です。

問 東部保健所衛生課  
☎(67)2513

## 2023(令和5)年別府市二十歳(はたち)のつどい

日時 令和5年1月8日(日)

11時～ 受付  
12時～ 式典

場所 ビーコンプラザ

対象者 2002(平成14)年4月2日～2003(平成15)年4月1日生まれの人

※別府市に住民登録している人へ12月中旬頃に案内状を送付します。

※別府市に住民登録がない人や12月初旬以降に転入した人が案内状を希望する場合は、左記またはホームページにある申請書を12月23日(金)までにメールで提出

問 社会教育課 ☎(21)1587  
☐lie-be@city.japppu.lg.jp

最大2万円分のマイナポイントがもらえるマイナンバーカードの申請期限が12月末までに延長されました

## マイナンバーカード申請、マイナポイント申込み、健康保険証利用申込み、公金受取口座登録のサポート

市役所1階に申請サポート窓口を常設しています。

平日 9時～17時  
夜間窓口 19時まで 11月2日(水)、10日(木)、16日(水)  
休日窓口 9時～12時まで 11月6日(日)、26日(土)

・総務省委託事業により、下記の市内携帯ショップでも申請サポートを実施しています。詳しくは各店舗にご確認のうえご利用ください。  
・ドコモショップ別府店・auショップ別府中央・auショップ別府石垣・ソフトバンク別府青山・ソフトバンク別府みなと・ソフトバンクゆめタウン別府

### 【手続に必要な持ち物】

- ◎マイナンバーカードの申請
  - ・QRコード付き交付申請書または通知カード
  - ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

マイナンバーカード未取得の人に、11月から12月初旬にかけて「QRコード付き交付申請書」が再送付予定です。

※75歳以上の人(令和4年3月に送付済み)や、令和4年1月1日以降に出生または国外から転入した人などには送付されません。

写真撮影無料!

### 【出張窓口(11月)】

出張所・公民館 9日(水) 南部出張所  
16日(水) 北部コミュニティセンターあすなろ館  
30日(水) 朝日大平山地区公民館(朝日出張所)  
商業施設 3日(木・祝) マックスバリュ別府店  
5日(土)、6日(日) サンストア  
12日(土)、13日(日) ゆめタウン別府2階  
19日(土)、20日(日) トキハインダストリー鶴見園店  
26日(土)、27日(日) トキハ別府店2階



最新情報

### ◎マイナポイントの申込み

- ①マイナンバーカード
  - ②カード取得時に設定した4桁のパスワード
  - ③キャッシュレス決済(電子マネーや〇〇Pay、クレジットなど)で使用するカードや、アプリが入ったスマートフォン
  - ④(公金受取口座の登録をする場合)ご本人名義の通帳など、口座情報がわかるもの(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号が必要です)
- ※健康保険証の利用申込みする際は、健康保険証は不要です。

ポイントの申込期限は  
令和5年2月末まで

問 申請サポート 情報政策課(1階申請支援コーナー) ☎75-8521(平日9時～17時)

マイナンバー制度全般 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(平日9時30分～20時、土日祝9時30分～17時30分)

## 令和5年度放課後児童クラブの児童募集 問 子育て支援課 ☎21-1427

申込み先は各児童クラブです。申込方法や利用料など、詳細は各児童クラブにお問い合わせください。  
 受け入れ可能な人数を超える申込みがあった場合は、入所待ちになる可能性があります。  
 ※クラブ規定の優先順、抽選、申込み順などの選考方法は各クラブによって異なりますのでご確認ください。  
 公立の石垣・朝日・鶴見・山の手・境川幼稚園に入園する人は、幼稚園の預かり保育での対応になります。

### 市内児童クラブ一覧

学校区	児童クラブ名	所在地	募集期間	保育最終時間	クラブ電話番号
別府中央	サークルさくらんぼ ※境川・山の手校区可	永生会母子ホーム集会所	11月1日(火)～3月31日(金) 15:00～19:00	19:00	26-2355 080-8557-3231
	ポラリス児童クラブ 第2ポラリス児童クラブ	べっぶ幼稚園内	11月1日(火)～12日(土) 平日14:00～18:00 土曜9:00～12:00	18:30	23-4755
境川	境川学童ちびっこクラブ 第2境川学童ちびっこクラブ 第3境川学童ちびっこクラブ	境川小学校内	11月15日(火)～30日(水) 平日13:00～19:00 土曜13:00～18:30	平日19:00 土曜18:30	26-5406
	★南子育て仲よしクラブ ★第2南子育て仲よしクラブ	立田町4番30号	11月1日(火)～5日(土) 平日13:00～18:00 土曜9:00～13:00	18:00	21-0009 080-4315-4151
	★山の手キッズ第1児童クラブ ★山の手キッズ第2児童クラブ ★光町にじ児童クラブ ※その他校区可(要相談・送迎あり)	山の手小学校内 光町15番15号	11月15日(火)～30日(水) 14:00～18:00 12月1日(木)～随時 14:00～18:00	18:30 平日18:30 土曜17:30	21-8271 22-0668 23-3801
南立石	南立学童あいくる 南立学童あいくる2	南立石小学校内 南立石幼稚園内	11月1日(火)～10日(木) 14:00～18:00(平日のみ)	平日19:00 土曜18:00	25-7205
	鶴見児童健全育成クラブ 鶴見児童健全育成クラブ2 鶴見つななかよし学童クラブ	鶴見幼稚園別棟 鶴見小学校内	12月1日(木)～17日(土) 14:00～18:00	18:30	23-4543
大平山	別府大平山わかば学童保育所 第2別府大平山わかば学童保育所	竹の内8組1	11月7日(月)～19日(土) 平日13:30～18:00 土曜9:30～18:00	平日18:30 土曜18:00	26-1304
	やまなみ児童クラブ	竹の内10組	11月1日(火)～2月28日(火) 13:30～18:30	18:30	75-7999
	★朝日放課後児童クラブ ★朝日第2放課後児童クラブ ★朝日第3放課後児童クラブ ★朝日第4放課後児童クラブ ★朝日第5放課後児童クラブ	朝日小学校内	11月1日(火)～11日(金) 14:00～18:00	平日19:00 土曜18:00	76-5111
緑丘	光の園子どもクラブ 光の園子どもクラブ2 光の園子どもクラブ3	光の園内	12月1日(木)～14日(水) 13:00～18:00	19:00	23-3149
	★南須賀児童クラブ ★南須賀第2児童クラブ	南須賀保育園内 石垣小学校内	12月1日(木)～10日(土) 14:00～18:00(南須賀保育園でも受付可)	18:00 18:30	25-1277 (南須賀保育園)
	★石垣児童クラブげんきっず ★石垣第2児童クラブげんきっず	石垣小学校内	12月1日(木)～10日(土) 13:30～18:30	18:30	77-3224
春木川	★春木川第1児童クラブスプリングメイツ ★春木川第2児童クラブスプリングメイツ	春木川幼稚園内	11月14日(月)～25日(金) 13:30～17:30	18:30	67-0385
上人	上人第1児童クラブ 上人第2児童クラブ	上人小学校内	12月1日(木)～10日(土) 14:00～19:00	平日19:00 土曜18:30	66-6189
	★かめがわ放課後児童クラブ ★第2かめがわ放課後児童クラブ	亀川小学校内	12月1日(木)～10日(土) 平日13:00～18:00 土曜9:00～18:00	18:00	66-5750 080-1755-1365
亀川	★かめっこ児童クラブ	亀川小学校内	12月1日(木)～10日(土) 14:00～17:30(南須賀保育園でも受付可)	18:00	25-1277 (南須賀保育園)

### 放課後児童支援員及び補助員の募集

★印の児童クラブでは、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員及び補助員の募集を行っています。勤務条件等は各クラブにより異なりますので、詳細についてのお問合せは各児童クラブへお願いします。  
 ※募集(採用)は各児童クラブが行うものであり、別府市職員としての募集(採用)ではありません。  
 ※お問合せの時点で、採用者が決定している場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 放課後児童クラブの入所要件

児童の保護者が次のいずれかの事由に該当し昼間家庭にいないため、放課後に児童の育成にあたることができないと認められる場合

※対象児童に該当することを確認する書類として、就労証明書などを提出する必要があります。

保護者の状況	内容	必要書類
就労	保護者が昼間就労していて、その児童の育成にあたる者がいない場合	就労証明書
保護者の疾病等	保護者の病気、負傷、心身の障害があることで、その児童の育成にあたる者がいない場合	負傷疾病の場合：医師の診断書（一時的なものであれば治療が必要な期間を明記すること） 障がいの場合：障害者手帳の写し
親族等を看護・介護	児童の家庭に長期にわたる疾病や心身に障がいのある者がおり、保護者が常時看護（介護）に従事しているため、その児童の育成にあたる者がいない場合	
出産	保護者が妊娠中であるまたは出産後間もない。産前産後各2か月以内	母子健康手帳の写し (表紙と4ページ目の分娩予定日を記載したもの)
就学	保護者が大学や専門学校等（職業訓練校含む）に通うため、その児童の育成にあたる者がいない場合	在学証明書、カリキュラムの写し
その他	上記以外の場合で、その児童の育成にあたる者がいない場合（災害、虐待・DVの恐れなど）	状況により提出していただく書類を判断します。

## 令和5年4月からの市立幼稚園、認可保育所（園）・認定こども園（保育所機能部分）入園入所受付

### 市立幼稚園

市立幼稚園では、5歳児（東山幼稚園は3歳～5歳児）を対象に、子どもたちがのびのびと成長できる保育を行っています。平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まっていますが、市立幼稚園は今までどおり校区の幼稚園で入園手続を行います。

**受付期間** 12月1日(木)～9日(金)  
13時～17時（土・日曜日を除く）

※期間内に手続できない場合は、各幼稚園へお問い合わせください。

**対象** 平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれで、別府市に住民登録している幼児

※東山幼稚園は平成29年4月2日～令和2年4月1日生まれ

**申込先** 各小学校区の幼稚園

#### 預かり保育

境川・朝日・石垣・鶴見・山の手幼稚園の5園で預かり保育を実施しています。

☎ 各市立幼稚園

☎ 子育て支援課 ☎ 21-1427

### 認可保育所（園）・認定こども園（保育所機能部分）

**受付期間** 12月1日(木)～16日(金)

※令和5年5月以降の入所希望は、希望月の前月の15日までに

申込みください（15日が閉庁日の場合は、その前の開庁日まで）。

**対象** 令和5年4月1日以降の入所を希望する就学前の児童  
**入所基準**

保護者が仕事、出産、病気、家族の看護、就学などにより、家庭で保育することができない場合

#### 申込方法

①子育て支援課、各出張所、市ホームページで配布する申請書類に必要事項を記入

②申請書類と就労証明書などの入所理由を証明する書類を添付して、子育て支援課窓口へ提出または郵送（12月16日(金)必着）

※詳しくは子育て支援課、各出張所、市ホームページで配布する「令和5年度利用の手引き」をご覧ください。

※市ホームページでの配布・掲載開始は11月7日(月)からです。

☎☎ 子育て支援課 ☎ 21-1427

## 別府市高等学校・大学奨学生の募集 申込期限 12月9日(金)まで

経済的な理由により、学資の支払が困難な学生に別府市から奨学金を贈与または貸与します。

### 高等学校奨学生（学資贈与）

**対象** 令和5年4月に高等学校または高等専門学校進学を予定する人

**金額** 月額6,500円または7,000円

**申込先** 在学している中学校

### 大学奨学生（学資貸与）

**対象** 令和5年4月に大学（短期大学を含む。）進学を予定する人

**金額** 月額40,000円

※大学奨学金についての詳細は下記にお問い合わせください。

☎ 学校教育課 ☎ 21-1574

# 人権啓発センター の各種講座

場所 人権啓発センター  
(石垣東10丁目)

◆じんけんふれあい教室

日時 11月8日(火)  
10時～12時

内容 しめ縄づくり

講師 国東市隣保館  
木村瞳さん

費用 300円(材料費)

◆市民人権講座

日時 11月22日(火)  
10時～12時

テーマ 障がい者の  
人権問題

演題

- ① 視覚障がい者の人権問題
- ② 介護する立場から介護される立場へ
- ③ 精神障がい当事者と家族への偏見について

講師

- ① 別府市視覚障害者協会  
会長 高橋勇さん
- ② 別府市内部障がい者協会  
会長 阿部留理子さん
- ③ 別府さつき会  
会長 佐藤紘造さん  
会員 大野有香さん

※各講座に参加希望の人は、  
事前に下記へご連絡をお

願います。

☎ 共生社会実現・

部落差別解消推進課

☎ 21-1291

人権啓発センター

☎ 23-6163

## 身近な人権講座

日時 11月24日(木)  
14時～16時

場所 朝日大平山地区公民  
館(火克)

テーマ 障がい者と人権

演題 ほんの少しの理解を  
持つて「共に生きる」

講師 NPO法人ぼっぼ  
理事長 槐谷子さん

☎ 共生社会実現・

部落差別解消推進課

☎ 21-1291

## 年末清掃に伴う 市営温泉の臨時 休館

年末清掃のため、次の日  
程で臨時休館します。

熱の湯 11月28日(月)

※他の市営温泉は通常の休  
館日に清掃を行います。

☎ 温泉課

☎ 21-1129

## 11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

あなたやあなたの親しい人が誰にも言えずに悩んでいることはありませんか？

夫・パートナーからの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)、交際相手からの暴力(デートDV)、セクハラ、ストーカー行為、売買春、性犯罪、人身売買など女性に対する暴力は女性の人権を侵害するものであり、決して許されるものではありません。

下記相談窓口では、女性のあらゆる悩みに対応しています。ひとりで悩まず、まずは相談窓口にご相談ください。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

### 女性の問題に対する相談窓口

相談内容	問合せ先	受付時間
夫やパートナーからの暴力など	別府市男女共同参画センターあす・べっぷ ☎ 21-7820	火～土曜日9時～17時 ※祝日・年末年始を除く。
	配偶者暴力相談支援センター(大分県婦人相談所) ☎ 097-544-3900	月～金曜日9時～21時 土日祝13時～17時、18時～21時
	配偶者暴力相談支援センター (大分県消費生活・男女共同参画プラザアイネス) ☎ # 8008 (短縮ダイヤル) ☎ 097-534-8874	月～金曜日9時～16時30分 ※祝日・年末年始を除く。
夫やパートナー・交際相手からの暴力、ストーカー行為など	警察安全相談・総合相談(大分県警察本部) ☎ # 9110 (短縮ダイヤル) ☎ 097-534-9110 ☎ 21-2131 (別府警察署)	月～金曜日9時～17時45分 ※上記以外の夜間、土日祝は当直対応 ※緊急の場合は迷わず110番を!
性暴力被害について	おおいた性暴力救援センター・すみれ ☎ # 8891 (短縮ダイヤル) ☎ 097-532-0330	24時間365日 ※夜間(20時～翌朝9時)・土日祝・年末年始はコールセンター対応 ※被害直後の緊急医療支援も24時間365日対応
	性犯罪被害相談電話 ☎ # 8103 (短縮ダイヤル) ☎ 0120-81-0355 (大分県警察本部)	24時間365日 ※夜間、土日祝は当直対応 ※緊急の場合は迷わず110番を!
総合的な相談について	女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810 (全国共通) ☎ 097-532-3368 (大分地方務局人権擁護課)	月～金曜日8時30分～17時15分 ※11月18日(金)～24日(木)は 平日8時30分～19時、土日祝10時～17時

☎ 共生社会実現・部落差別解消推進課 婦人相談室 ☎ 21-7820

## 債務者相談会

(要予約)

弁護士による30分程度の相談です。

借金問題でお困りの人はご相談ください。

日時 11月10日(木)

13時30分～16時30分

場所 市役所4階

4F-1会議室

申込方法 事前に電話で左記へ。

定員 6人(先着順)

⑤ 産業政策課

☎(21)1881

## 子どもに関する 弁護士相談

一人で悩みを抱えずに、ぜひご相談ください。

日時 11月25日(金)

16時～18時

場所 光の園子どもセンター

パーネム内(荘園)

内容 子どもや子育て環境

に関する悩みを、法律や人権の観点から弁護士に相談できます。

※事前に電話で下記へ予約が必要です。

※無料。1人30分程度。

⑤ 別府市子ども家庭

総合支援拠点(光の園)

☎080(3371)0874

## ひとり親のための 法律相談(要予約)

日時 11月25日(金)

13時～16時

場所 市役所3階

3F-1会議室

相談員 弁護士

※無料・1人30分程度

※11月24日(木)までに電話で左記へ申込み。

⑤ 子育て支援課

母子・父子相談担当

☎(21)1701

## 農地農業相談

日時 11月17日(木)

13時30分～15時30分

場所 市役所4階

農業委員会室

内容 農地、農業に関する相談など

相談員 農業委員、農地利

用最適化推進委員  
※要予約。11月9日(木)までに電話で左記へ申込み。

⑤ 農業委員会事務局

☎(21)1178

## わたしたちのねがい

### 障がいのある人の人権

～「障害者差別解消法」施行から6年～

障がいの有無にかかわらず、障がいを自分自身の問題として考えることはそう難しいことではありません。また、障がいのある人(以下「障がい者」)の状況も、生まれたときから障がいがある人、病気や事故によって障がい者になる人、障がいが見え明らかかなものかそうでないかなど、一人ひとり異なっています。

障がい者は特別な存在ではありません。障がいの有無にかかわらず、この世に生を受けたかけがえのない一人の人間として、各人の立場になって考え、共に生きるために支え合うことが大切です。

平成28年(2016年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されてから、今年で6年が経過しました。

この法律では「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供を求めています。この6年の間に、「障がい」はその人自身でなく「社会」の側にあり、社会の障壁(バリア)を取り除くことで誰もが同じように生活できるようになる、という考え方や、「合理的配慮」という言葉も浸透してきました。

地域社会における障がい者との共生にあたって、「不当な差別的取扱い」をしない体制づくりや、例えば「障がい者にかかわる障壁を取り除き、自立や社会参加しやすい環境づくりを行う」といった「合理的配慮」の提供に係る取組の重要性は増すばかりとなっています。

私たち一人ひとりが心のバリアを取り除き、障がいの有無にかかわらず、誰もがいきいきと活躍できる社会を目指していきましょう。

### 11月の無料人権相談

日時 9日(水) 10時～12時、13時～15時

場所 市役所4階 4F-1会議室

お気軽にご相談ください。(予約優先)

⑤ 共生社会実現・部落差別解消推進課

☎21-1291

## ひと・まち協議会

VOL 3



中部ひとまもり・まちまもり協議会

整備された北浜・餅ヶ浜の海岸から、西側は緩やかな傾斜地に学校や住宅地が形成されている中部地区。協議会では、設立当初からスパビーチや境川の清掃活動や、学校と連携したあいさつ運動を通して、地域住民と子どもたちの交流を深めています。昨年開催した地域づくり講演会では、地域リーダーの育成について学ぶとともに、積極的に地域活動をしている方たちを表彰しました。

今年度は、夢を持ち自主的に学ぶ中学生を応援するため、中部中学校と連携して、対話による交流の場づくりを始めます。また、餅ヶ浜海岸での清掃活動の実施に向けても着々と準備を進めています。



身近な困りごとにも目を向けながら、これからも地域全体で活動を盛り上げていきます。

⑤ 自治連携課 ☎21-1125